



2025年2月14日

各 位

会 社 名 : 大 日 精 化 工 業 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 弘 二

(コード番号 4116 東証プライム)

問 合 せ 先 : 専 務 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 駒 田 達 彦

TEL 03-3662-1638

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年1月22日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、2025年6月27日開催予定の第122期定時株主総会（以下、「同総会」という。）でのご承認を前提として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

これに伴い、2025年2月14日開催の取締役会において、同総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 2025年1月22日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同総会でのご承認を前提として、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築することを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行することとしております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社グループの事業内容の現状を鑑み、今後、実施する見込みのない事項を整理するために、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日(金) (予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月27日(金) (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は大日精化工業株式会社と称し Dainichiseika Color & Chemicals Mfg. Co., Ltd. と英訳する。	第 1 条 当社は大日精化工業株式会社と称し Dainichiseika Color & Chemicals Mfg. Co., Ltd. と英訳する。
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 染顔料の中間物（顕色剤、下漬剤等）の製造および販売 2. 各種染顔料の製造および販売 3. 各種インキの製造および販売 4. 各種着色料の製造および販売 5. 各種合成樹脂の製造および販売 6. 化学工業薬品の製造および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売 8. 農薬、肥料等の製造および販売 9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売 10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売 11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス 12. 各種印刷用製版、印刷用諸材料、印刷用機械器具の製造および販売 13. 印刷業 14. 運輸倉庫業 15. 第 1 号乃至第 14 号に関する製品の売買、卸売および輸出入 16. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡 17. 不動産の賃貸および管理業 <u>18. 損害保険代理業および生命保険</u>	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 染顔料の中間物（顕色剤、下漬剤等）の製造および販売 2. 各種染顔料の製造および販売 3. 各種インキの製造および販売 4. 各種着色料の製造および販売 5. 各種合成樹脂の製造および販売 6. 化学工業薬品の製造および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売 8. 農薬、肥料等の製造および販売 9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売 10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売 11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス 12. 各種印刷用製版、印刷用諸材料、印刷用機械器具の製造および販売 13. 印刷業 14. 運輸倉庫業 15. 第 1 号乃至第 14 号に関する製品の売買、卸売および輸出入 16. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡 17. 不動産の賃貸および管理業 <u>(削除)</u>

の募集に関する業務

19. 自動車損害賠償保障法に基づく

保険代理業

20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置き、支店または営業所を適当地に置くことができる。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(削除)

18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置き、支店または営業所を適当地に置くことができる。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(削除)

(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

<p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から 3 月以内に招集する。臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から 3 月以内に招集する。臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p>

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、そ

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、そ

の議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(新設)

第4章 取締役および取締役会
(員数および選任方法)

第 18 条 当社の取締役は 12 名以内とし、株主総会において選任する。

(新設)

(新設)

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

の議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会
(員数および選任方法)

第 19 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は 8 名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

③ 取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業

(新設)

(新設)

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

ただし、取締役会長および取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(以下削除)

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項については法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(新設)

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第 28 条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数および選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第 31 条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。

(削除)

(削除)

<p style="text-align: center;"><u>(任期)</u></p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 1 週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 34 条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の 1 週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員である

(新設)

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

<p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満2年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、第122期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--